

# 宮崎海洋高等学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂

宮崎県立宮崎海洋高等学校

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。宮崎県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、県・国・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものであり、県の基本方針に基づき「宮崎海洋高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

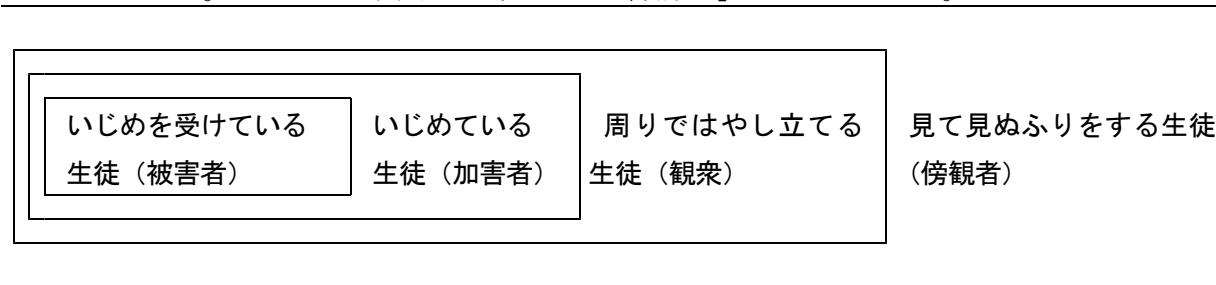
## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法）

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけでとらえることはできない。いじめは下図のような「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長している事になる。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

#### (1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対

人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行います。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。

エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行い、未然防止に努めます。

オ いじめの問題への取組の重要性について、保護者全体に認識を広め、地域、家庭と一緒にとなって取組を推進するための普及啓発を行います。

## (2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めます。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候（けんかやふざけ合い等）であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していきます。

ウ 特に、保護者には、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努めるよう呼びかけます。

エ いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ります。

オ アンケートは様々な角度から状況を把握できるよう、内容や方式を工夫しながら年3回実施し、アンケートの内容を生かして教育相談を行います。

## (3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行います。

イ 「いじめは決して許されないこと」「互いを認め合いながらいじめの問題を解決すること」等を加害者、観衆、傍観者に対しても指導を行います。

ウ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行います。

## (4) いじめ解消については、いじめに関する行為が完全に止んで安全な学校生活が維持されていることを本人や保護者に確認した上で判断します

## (5) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要です。例えばPTAや学校運営協議会、地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進していきます。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

## (6) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめ

る児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築していきます。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携していきます。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）

いじめの防止等（未然防止・早期発見）を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

なお、乗船実習中については、学校の対策委員会と連絡を密に取りながら、船内でも定期的に開催します。また、いじめ事案発生時には緊急に開催することとします。

また、学期に1回程度、生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

#### （1）構成員

教頭、主幹教諭、教育相談部主任（中途退学対策対応教員）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、学年主任、（S C、SSW、該当学級担任・コース主任、部顧問）

※ 乗船実習中の船内の構成員については、指導教官、船長、機関長

#### （2）組織の役割

ア 学校いじめ防止基本方針作成・見直し

イ 学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況確認、いじめ認知チェックフローを用いた確認

※資料1～6参照

ウ 校内研修会の企画・立案

エ 調査結果、報告等の情報の整理・分析

オ 各種アンケートの実施

カ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

キ 要配慮生徒への支援方針決定

※ 乗船実習中の船内の活動については、「調査結果、報告等の情報の整理・分析」

「各種アンケートの実施」を中心に行い、その他の活動については学校と連携しながら進めていきます。

#### （3）相談窓口

ア いじめに関する生徒・保護者からの相談

教頭、養護教諭、教育相談部、主幹教諭、担任のいずれかに相談

イ 生徒保護者への周知徹底

PTA総会、全校集会、教育相談便りの発行

## ウ 相談方法

学校への電話連絡又は来校して相談

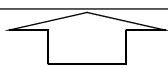
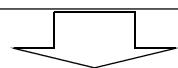
必要に応じてSC、SSW等の専門機関の紹介や連携

## 2 いじめの防止等に関する措置

### (1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

#### いじめ不登校対策委員会

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況確認、いじめ認知チェックフローを用いた確認 **※資料1～6参照**
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・各種アンケートの実施
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定



#### 未然防止

- ◇学習指導の充実
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇道徳教育の充実
  - ・社会規範意識の醸成
- ◇特別活動の充実
  - (生徒が主体となった活動等)
    - ・ホームルーム活動の充実
    - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
  - ・担任による個人面談の充実
- ◇人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - ・講演会等の開催
- ◇情報モラル教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校公開等の実施

#### 早期発見

- ◇情報の収集
  - ・教員の観察による気づき（日常の授業や休み時間、部活動など）
  - ・生徒の発する具体的なサインの作成と共有 **資料3、4参照**
  - ・養護教諭からの情報
  - ・相談、訴え
    - (生徒・保護者・地域等)
  - ・アンケートの実施
    - (別紙資料参照)
  - ・各種調査の実施
  - ・面談の実施
- ◇相談体制の確立
  - ・教育相談の担当教員の設定
- ◇情報の共有
  - ・報告経路の明示、報告の徹底
  - ・学年会、職員会議等での情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・進級時の引継ぎ

### (2) 実習船進洋丸での実習中におけるいじめの早期発見

#### 情報の収集

○長期乗船実習時には、常に生徒を見守る体制づくりに努めます。

○乗船実習中における、指導教官による生徒居室をはじめとする船内の巡回

- 乗船実習中における、巡回要員だけでなく、その他の乗組員による積極的な船内の巡回
- 乗船実習前、実習中のアンケートの実施（長期実習期間：3回実施）
- 乗船実習前の個人面談の実施
- 乗船実習中の個人面談の実施（長期実習期間：3回実施）

(3) いじめに対する措置

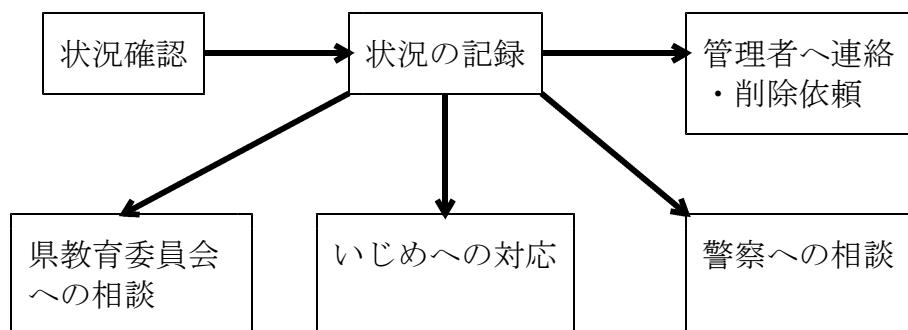
※資料5参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
  - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。また、乗船実習など宿泊を伴う活動時に発生した場合は、研修や実習の活動計画の変更や宿泊する部屋を考慮するなど、状況に応じた対応を行います。
  - 通報を受けた職員は、いじめの事実について管理職及び生徒指導主事・教育相談部主任（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。
- イ 情報の共有
  - アの情報を受けた管理職等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会を開催し、関係職員へ報告と情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
  - 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
  - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
  - 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
  - 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ア ネットいじめとは、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為を指しています。掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。
- イ ネットいじめの予防
  - フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
  - 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
  - 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
  - インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- ウ ネットいじめへの対処
  - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 生徒会活動の活性化について

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、生徒同士で悩みを聞き合う活動などいじめの防止に関する取組を充実させます。

#### (6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校運営協議会、地域との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

- ① 教育委員会との連携
  - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
  - ・関係機関との調整
  - ・長期乗船実習前のいじめ等の防止策について協議
- ② 警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
  - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 教育相談体制の充実
  - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用  
(県教育委員会への依頼)
  - ・家庭の養育に関する指導・助言
  - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。
  - 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・生徒が自殺を企図した場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・高額の金品を奪い取られた場合など
  - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・一定期間連續した欠席の場合は、学校の判断により迅速に調査します。
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。  
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。